自然環境整備計画の目標及び計画期間

都道府県名	千葉県	対象地域	水郷筑波国定公園	面積	3,155	ha

計画期間	平成 22 年度 ～ 平成 26 年度

目標

大目標：優れた自然環境を活用したふれあいの場、環境を学ぶ場の提供と自然とのふれあいの推進。

目標1：利用者が安全かつ快適に利用できるよう、園地、遊歩道、駐車場等の改善を図る。
目標2：自然資源の保全を基調としつつ、自然とのふれあいを促進する施設の充実を図る。
目標3：情報提供を的確に行うと伴に、利用者のニーズに対応した公園施設の整備を行い、周辺地域における多様な利用の推進を図る。

目標設定の根拠

対象地域の現状

・水郷筑波国定公園区域は、東京湾アクアラインの料金引き下げや高速道路整備の促進により利便性が向上しており、また沿岸に黒潮が流れ、年間を通して温暖な気候であることから、年間約438万人の利用者が訪れており、観光立県千葉を代表する観光の拠点としても重要な地域である。
・水郷筑波国定公園区域の犬吠埼海岸線や犬吠埼園地は、犬吠埼の海岸を探勝するために整備され、遊歩道に隣接してレストハウス、土産物屋などの数軒の民間施設と宿泊施設がある。利用施設は、昭和40年代に整備し、その後、継続的に補修を行っているものの、波浪等による施設の破損が進んでいる。

課題

水郷筑波国定公園区域において安全かつ快適に自然とのふれあいの推進のためには、老朽化施設の改修を行うとともに、利用者への的確な情報提供が不可欠である。
・犬吠埼海岸線の現在の利用施設の一部では、老朽化や波浪による破損により安全かつ快適な利用が図れず、一部では使用できない状況である。改修にあたっては、施設の機能確保に併せ、当該地の自然風景を活かしたデザインを採用し、景観の改善を図る必要がある。
・昨今の自然公園に対する多様なニーズを踏まえた改修を行う必要がある。

将来像(ビジョン)

・犬吠埼海岸線、周辺環境と調和のとれた再整備を行うことにより、公園の適正な利用を増進するための基地となる。
・これらにより、水郷筑波国定公園区域における多様な自然とのふれあい活動が推進されるようになり、地域の活性化にも寄与する。

上位計画等との整合

・水郷筑波国定公園：公園計画における利用計画の整備方針（自然探勝利用のための拠点として、歩道、駐車場等を整備する。）に合致している。
・その他：観光立県千葉の代表となる観光地として、自然環境を生かした観光の振興を掲げており、水郷筑波国定公園は、そのひとつと位置づけられている。

目標を定量化する指標

指標	単位	定義	調査等の方法	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	基準年度	目標値	目標年度
1. 犬吠埼海岸線、香取神宮駐車場の利用者数	人/年	周辺地区を含む、犬吠埼海岸線の利用者の数	観光入込み調査を活用	国定公園区域における多様な利用の推進の指標とし、現行より10%程度の利用者の増加を目指す。	150千人	平成20年度	165千人	平成26年度
2. 自然とのふれあいの場の再生	個所	老朽化や被災等により利用上危険な状態となっている箇所の数	現地調査	危険箇所を解消し、自然とのふれあいの場を再生する。	1	平成20年度	0	平成26年度

整備計画の評価

計画期間終了後、設定した指標に係るデータを整理し、目標の達成状況に関する評価を行うとともに、平成27年度前半に県のホームページにおいて評価結果を公表する。

自然環境整備計画の整備方針等

対象地域の整備方針	方針に沿った主要な事業
整備方針1（安全の確保） ・利用者の安全確保のため、洗掘されている遊歩道の再整備を行う。整備にあたっては、利用者のニーズを踏まえ、現有施設を効率的に利用することとし、人に優しく自然に優しい素材の使用に努める。	（国定公園） 〇自然公園施設等再整備（県） ・公衆トイレ ・園地、園路、案内・解説標識等 （関連事業） 〇自然公園管理事業（維持補修・県単）
整備方針2（自然体験の場としての機能強化） ・すぐれた自然資源や豊かな歴史的遺産等の人文的資源を生かし、自然観察会や野外学習活動を実施するため、情報提供を行う解説板・標識を整備する。なお、整備にあたっては、公園の利用状況や地域特性を踏まえて施設を整備する。	（国定公園） 〇自然公園施設等再整備（県） ・ベンチ ・休憩所 ・解説板、標識 （関連事業） 〇自然公園管理事業（維持補修・県単）
整備方針3（情報提供機能の強化） ・案内標識等を国際化することにより、外国からの観光者や在住外国人を含め、誰でも快適に安全に利用できるよう整備する。	（国定公園） 〇自然公園施設等再整備（県） ・案内、解説標識等（再掲） （関連事業） 〇自然公園管理事業（維持補修・県単）

環境配慮の方針

・地域経済の発展や地球環境保全につながるため、木造施設の整備に当たっては地域材を活用し、転落防止柵等には間伐材を用いる。
・照明施設の改修にあたっては、LED照明を用いるなどの省エネルギー化を図る。

高齢者、身体障害者等の円滑な利用に対する措置

・施設整備にあたっては、手摺の設置や段差の解消などについて配慮する。

合意形成の状況・方針

・整備の内容について、地元市町村の観光課・観光協会・教育委員会の協力を得て、具体的な設計を行うようにする。

その他

・本県では、政策評価制度を導入し、総合計画の評価（事前・事後の段階で評価）を行うほか、外部有識者による委員会を設置するとともに、県民への評価結果の公表と意見募集を行っている。